

令和5年1月1日

神戸住環境整備公社総務課

現場代理人の兼務対象となる工事請負金額の引き上げについて

建設業法施行令の改正による技術者の専任要件の金額引き上げに伴い、下記のとおり、現場代理人の兼務対象となる工事の請負金額を引き上げます。

記

1. 変更点

	現行	変更後
請負金額	3,500万円（建築一式の場合7,000万円）未満	4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満

その他の要件については変更ありません。

詳細は「現場代理人の兼務に関する手続要領」を参照してください。

2. 適用時期

令和5年1月1日以降に公表及び指名通知を行う工事の契約に適用する。